

- 第1章 基本理念とみどりの将来像
- 第2章 基本方針と具体的な施策**
- 第3章 百年の杜づくりプロジェクト
- 第4章 区別の施策展開
- 第5章 計画の推進方策



基本方針

「百年の杜」将来像を実現するための、百年の杜づくりの基本方針は次のとおりとします。

基本方針Ⅰ：安全・安心のまちづくり

地震や津波などの自然災害から市民の安全を守るとともに、災害時においても多様な機能を発揮するみどりの空間を確保します

基本方針Ⅱ：自然環境の保全・再生

奥羽山脈から仙台湾，それらをつなぐ河川や丘陵地などのみどりの骨格を守り育みます

基本方針Ⅲ：生活環境の向上

より親しみやすく，より快適に，みどりの質を高めます

基本方針Ⅳ：仙台らしさを育む

杜の都にふさわしい魅力あるみどり豊かな都市空間をつくります

基本方針Ⅴ：市民協働の推進

市民，市民活動団体，事業者の主体的なみどりのまちづくりを応援します

■図表Ⅱ-2-1

基本方針の関係を示した概念図



1 基本方針Ⅰ：安全・安心のまちづくり

地震や津波などの自然災害から市民の安全を守るとともに、災害時においても多様な機能を発揮するみどりの空間を確保します

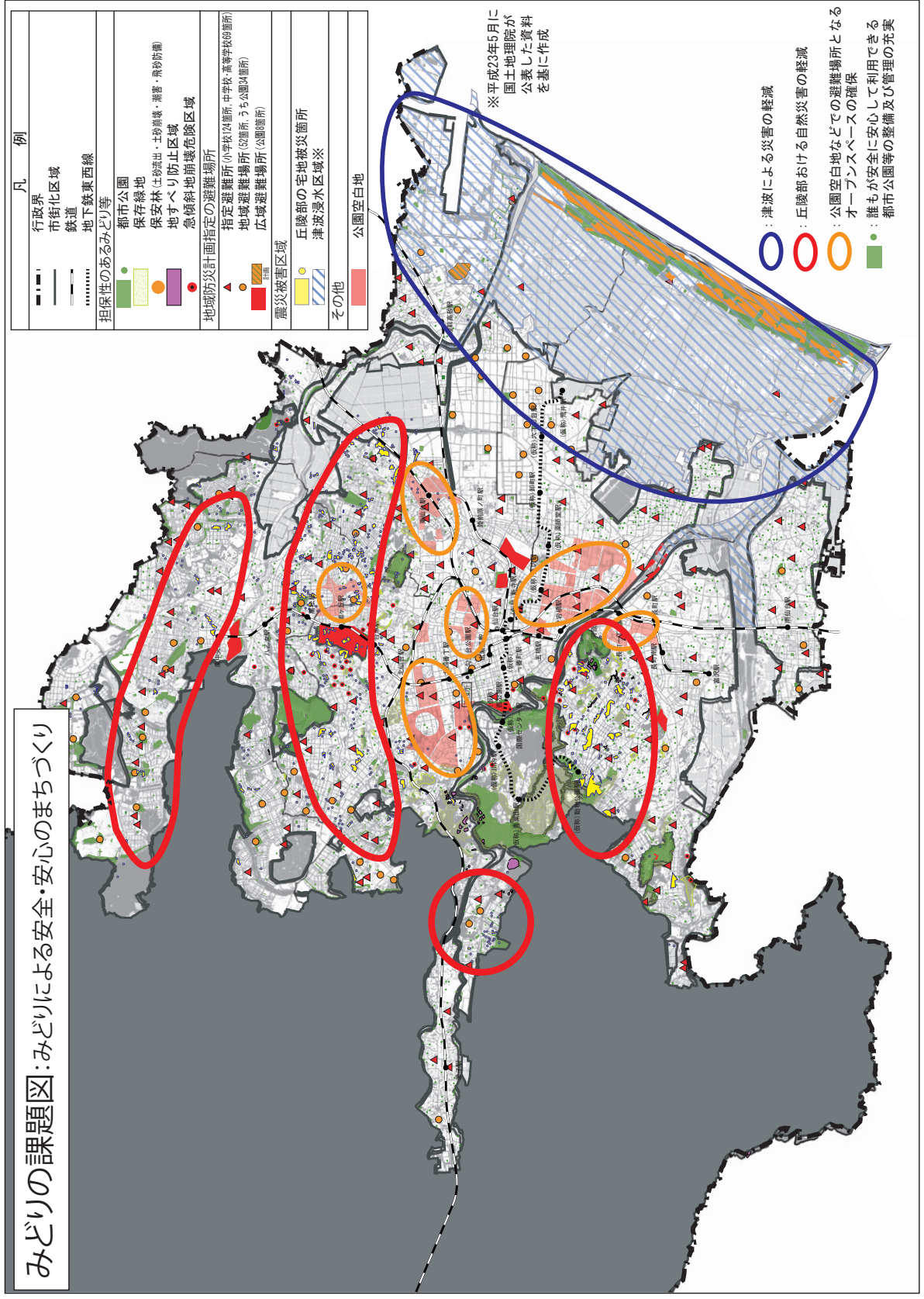
(1) 基本方針

○みどりによる安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します

- ・津波により流出されにくく、津波エネルギーの減衰効果を備えた海岸林を再生します。
- ・海岸林と一体となり、津波被害の軽減効果を持つ海岸公園を再整備します。
- ・津波から逃げるための、避難の丘などを整備します。
- ・津波被害の軽減効果を発揮するよう、屋敷林（いぐね）の再生・創出に努めます。
- ・丘陵地などの樹林地の保全や造成法面の緑化及びこれらの適正な管理に努めます。
- ・保安林はその機能に応じた適正な管理に努めます。
- ・東日本大震災により被災した都市公園の早期復旧に努めます。
- ・災害時の避難場所となる公園の整備や防災機能の充実などの整備を進めます。
- ・公園空白地の解消などを目指し、新たにオープンスペースを確保します。
- ・地域防災計画の見直しと連携し、避難場所や復旧・復興支援拠点となる公園において、防災機能の充実を図ります。
- ・街路樹植栽や住宅地の生垣化などにより、安全な避難路を確保します。
- ・災害時の地域における公園利用ルールづくりや地域団体や事業者との連携による公園を活用した防災体制づくりについて検討を進めます。
- ・みどりの防災機能などについて普及啓発に努めます。
- ・復興のシンボルづくりや震災時のみどりの役割等の記録を作成し、みどりに関わる災害記憶の継承に努めます。

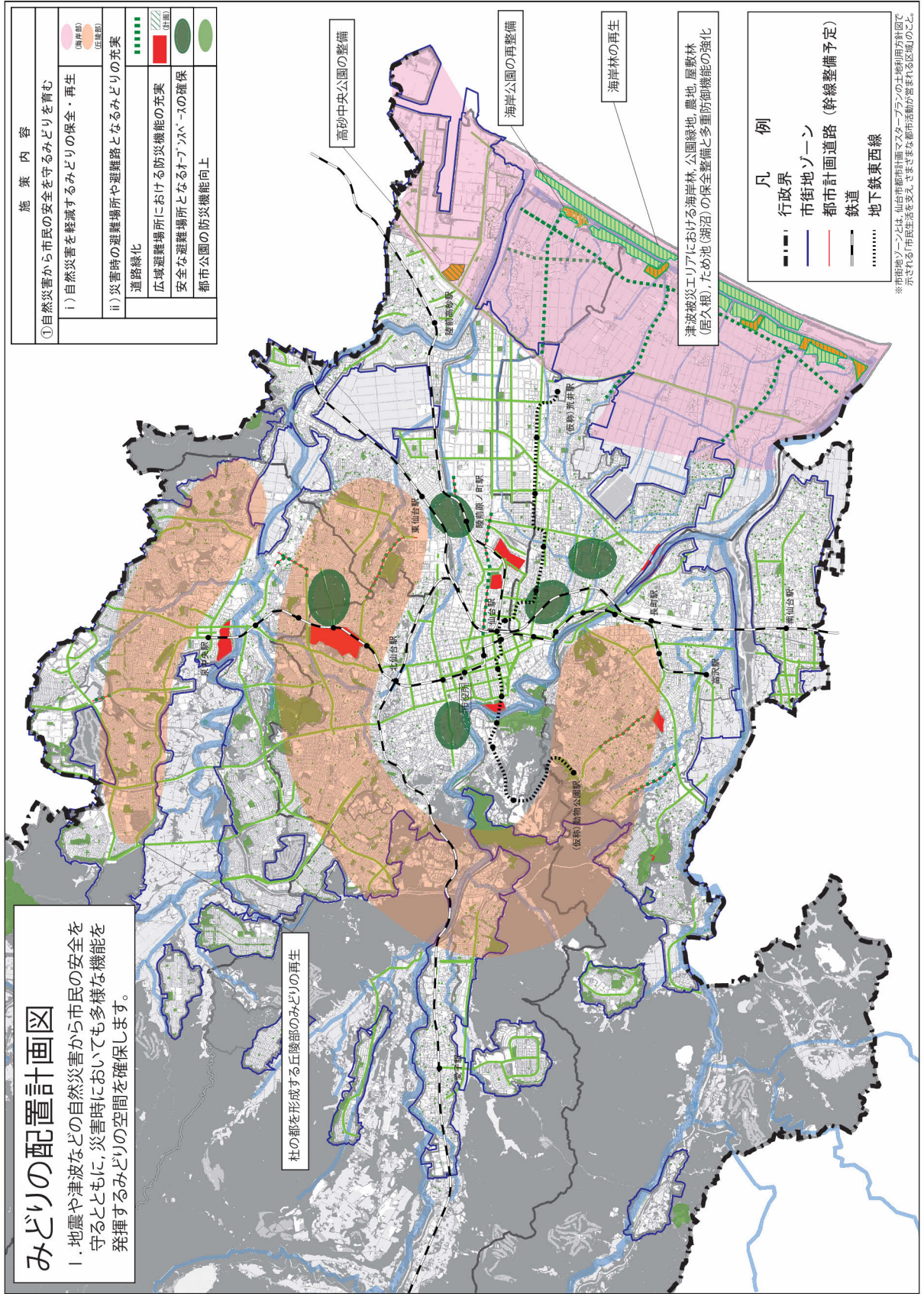
(2) みどりの課題図

■図表Ⅱ-2-2 みどりの課題図



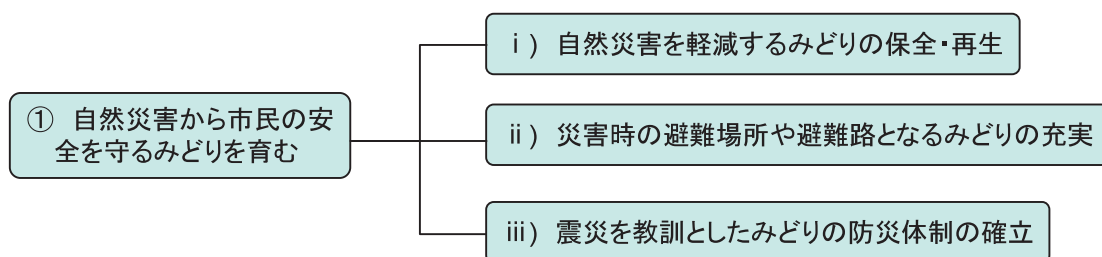
(3) みどりの配置計画図

■ 図表Ⅱ-2-3 みどりの配置計画図



(4) 施策体系, 主な事業・取組一覧

基本方針 I :安全・安心のまちづくり
地震や津波などの自然災害から市民の安全を守るとともに, 災害時においても多様な機能を発揮するみどりの空間を確保します



主な事業・取組一覧表

① 自然災害から市民の安全を守るみどりを育む

i) 自然災害を軽減するみどりの保全・再生	
海岸部の自然災害の軽減	海岸林の再生, 海岸公園の再整備, 津波被害から逃げる避難の丘などの整備, 屋敷林(居久根)の再生・創出, 河川改修事業, 森林病虫害対策事業
丘陵部などの自然災害の軽減	樹林地の評価と保全, 造成法面の緑化と適正な管理, 市有林造林育林事業, 民有林振興事業, 森林病虫害対策事業, 河川改修事業
ii) 災害時の避難場所や避難路となるみどりの充実	
避難場所の充実	都市公園災害復旧事業, 公園空白地の解消, 都市公園の防災機能向上
避難路の確保	道路緑化事業, 生垣づくり助成事業
iii) 震災を教訓としたみどりの防災体制の確立	
市民協働による防災体制の確立	災害時の公園利用ルールづくり, 災害時の地域団体や企業との連携, みどりによる防災意識の啓蒙
みどりによる災害記憶の継承	復興のシンボル・震災メモリアル, みどりの被災状況と震災時にみどりが果たした防災上の役割に関する記録の作成

(5) 各施策について

① 自然災害から市民の安全を守るみどりを育む

i) 自然災害を軽減するみどりの保全・再生

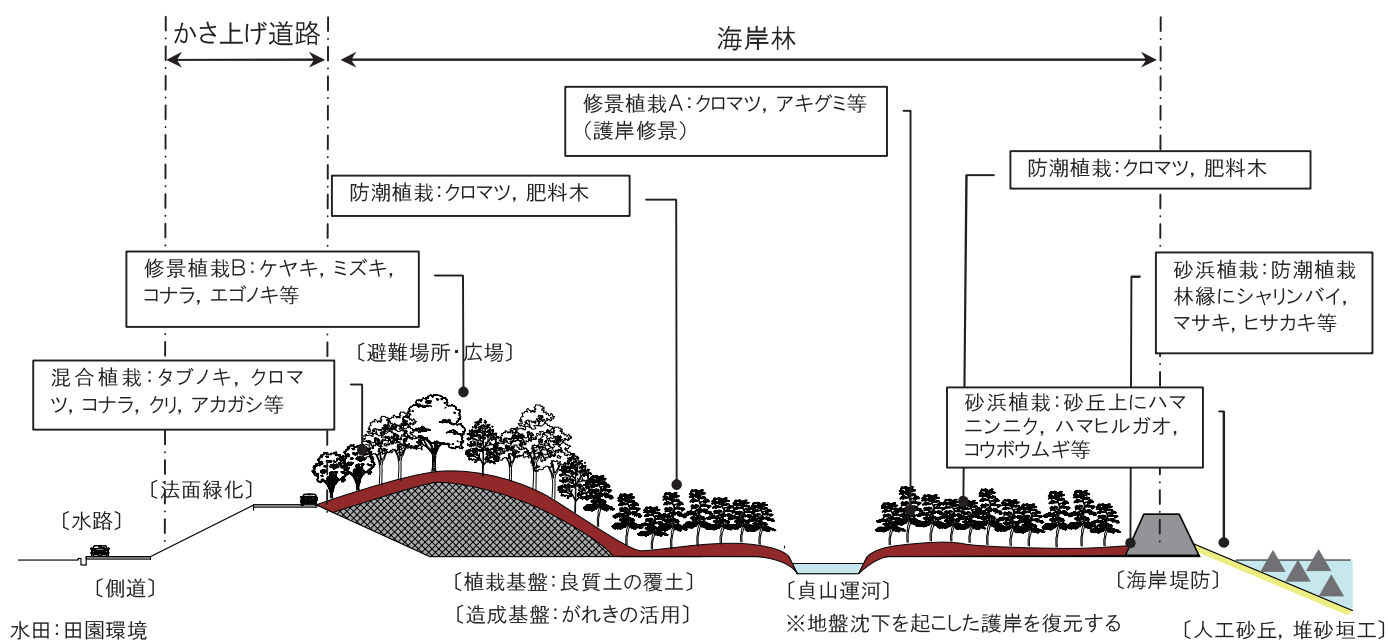
飛砂防備、潮害防備などの機能を持った海岸林について、林帯幅の確保や地盤の盛土、多様な樹種の活用などにより、津波に流されず、津波エネルギーの減衰効果等を持つ防災林として再生します。

また、海岸林と一体となり、高木の植栽や避難の丘の整備などにより、津波被害の軽減効果を発揮する海岸公園を再整備します。整備にあたっては造成基盤材などとして、適正に処理したがれきなどの活用を図ります（図表Ⅱ-2-4）。

屋敷林（いぐね）については、防風効果だけでなく、津波被害の軽減効果も発揮するように、配置や樹種などに配慮して、被害を受けた屋敷林（いぐね）の再生を支援するとともに、新たな集約地において、屋敷林（いぐね）を意識した緑地の整備促進を図ります。

土砂災害などに対する安全性の向上のため、丘陵部の樹林地の保全や造成法面の緑化とこれらの適正な管理に努めます。また、宅地造成に関わる制度と連携し、震災などによる造成地の被害を減ずるためのみどりの取組について検討します。

■図表Ⅱ-2-4 海岸林のイメージ図（避難の丘の設置箇所）



ii) 災害時の避難場所や避難路となるみどりの充実

東日本大震災で被災した都市公園について早期に復旧します。

公園空白地においては、災害時の一時避難場所^{いっときなんぼしよ}となる公園などの確保を目指します。

また、地域防災計画と連携し、災害時の一時的な避難場所や野営場、災害ボランティアの活動場所など復旧・復興支援の拠点となるような公園については、防災機能を向上させます。

街路樹植栽や住宅地の生垣化などにより、火災時の延焼や地震時のブロック塀倒壊による道路の閉塞などを防止し、安全な避難路を確保します。



西公園の臨時駐車場



七北田公園体育館のボランティアセンター

iii) 震災を教訓としたみどりの防災体制の確立

地域における自然災害などからの復旧・復興が円滑に進められるよう、災害時の公園利用のルールづくりについて検討します。

発災後に復旧・復興活動が速やかに行われるよう、地域団体や企業と災害協定を締結し、みどりの被災情報の収集や被災木の処理などを連携して行います。

また、東日本大震災の記憶を後世に伝えるため、みどりの被災状況や震災時にみどりが果たした津波防災等の防災上の役割に関する記録を作成するとともに、公園施設の被災の痕跡を保存することについて検討します。

さらに、防災教育と連携して、これらを活用したみどりの防災機能に関する普及啓発を行います。



(社)宮城県造園建設業協会による海岸林の流木・倒木撤去作業

(6) 市民・市民活動団体・事業者の役割

① 自然災害から市民の安全を守るみどりを育む

- ・ 海岸林の植林や育林活動に参加します。
- ・ 避難所へ向かう沿道の民有地においては、生垣等を積極的に整備します。
- ・ 災害時に備え、公園等の身近なオープンスペースの状況について、調べます。
- ・ 各地域において、災害時の公園利用ルールを定めます。
- ・ 災害時は、都市公園を活用した災害復旧・復興支援に協力します。